

【技能者の能力評価】 申請手続きの概要

- 技能者の能力評価は、能力評価制度推進協議会のもと、職種ごとの能力評価実施団体が行います。評価の申請は、職種ごとの能力評価実施団体に対して建設技能者の方^(注)が行っていただくこととなります。
(注) 評価の申請は所属事業者等が代行して行うことが可能です
- 評価の対象職種及び能力評価の申請手続は、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿ってご確認ください。 ※国交省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

建設技能者の手続き概要

① 評価手数料の振込み

(能力評価制度推進協議会あて口座に振込み)

② 能力評価の申請

(各能力評価実施団体に対して、直接申請)
(郵送、メール及びWEB)

必要な申請書類

- ① (建設技能者の)CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
- ③ 手数料の振込明細(※振込時の領収書を添付)
- ④ 経歴証明書^(注) 等

申請書類様式は、各能力評価実施団体HPよりダウンロードできます

(注) ④「経歴証明書」はCCUS利用開始前の経験の評価を求める場合に必要となります

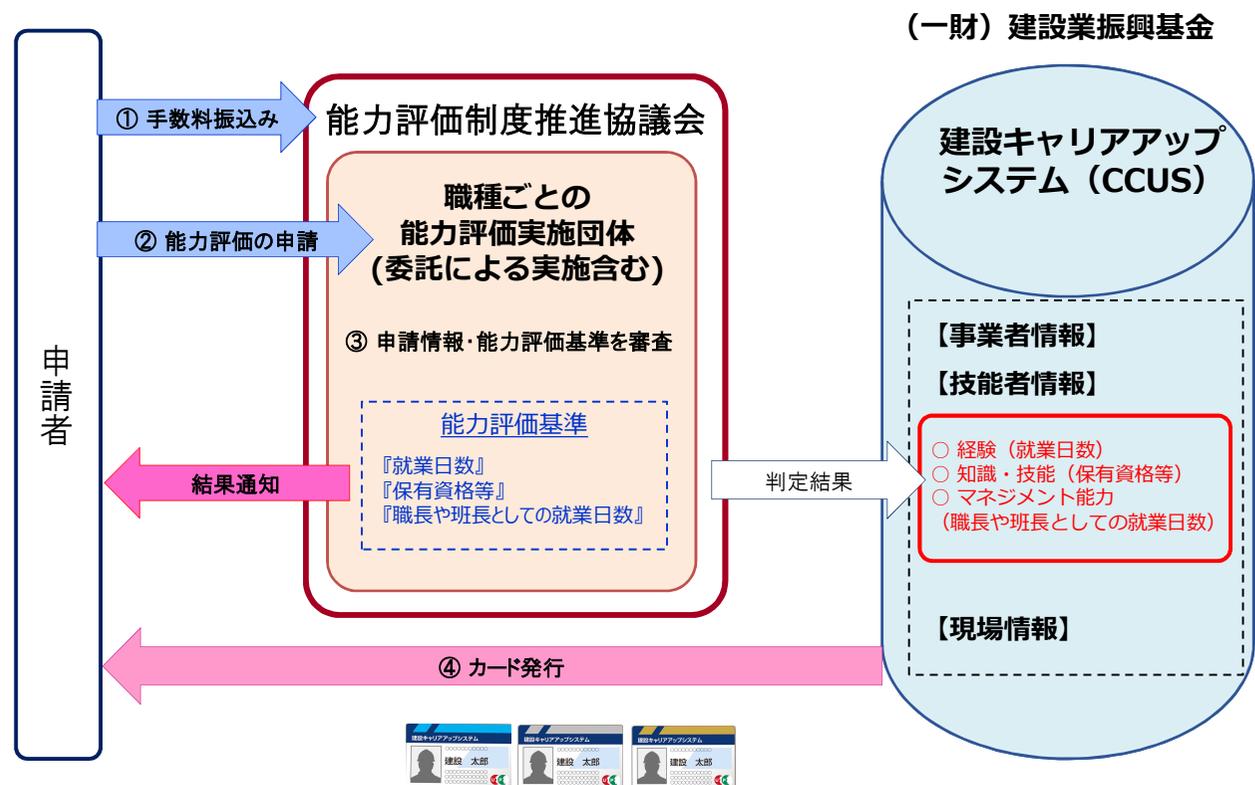
③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施

④ (能力評価を反映した)カードの発行

※ 別途、「能力評価(レベル判定)結果通知書」が申請者に送付されます

※申請者あてに発行後のカードが到着するまで、おおむね1か月～2か月程度の見込みとなります。

能力評価の実施フロー



※ 『能力評価制度推進協議会』は、能力評価実施機関 3 7 職種 5 1 団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会。